

海老名市食の創造館管理業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要項

令和6年4月  
海老名市 教育部 就学支援課

# 海老名市食の創造館管理業務委託にかかる公募型プロポーザル実施要項

## 1 目的

海老名市食の創造館は、令和6年1月に海老名市食の創造館別館が完成したことに伴い、電気容量が増加した。については、電気主任技術者の常駐に加え、2施設における設備の保守点検等や不具合発生時の対応を包括的に委託することにより、より安定的な給食提供に繋げるとともに、施設運営の効率化を図るため、公募型プロポーザル方式により事業者を選考することとします。

このプロポーザルの実施に当たっては、海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要項（以下「実施要項」という。）に定めるものとします。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

海老名市食の創造館管理業務委託

### (2) 業務内容

別添「海老名市食の創造館管理業務委託仕様書」を参照

### (3) 業務履行期間

令和6年8月1日から令和9年7月31日まで

### (4) 上限額

#### ア 履行期間全体の上限額

126,404,000円（税込）

#### イ 令和6年度予算上限額（令和6年8月から令和7年3月まで）

29,300,000円（税込）

#### ウ 令和7年度予算上限額（令和7年4月から令和8年3月まで）

41,616,000円（税込）

#### エ 令和8年度予算上限額（令和8年4月から令和9年3月まで）

41,616,000円（税込）

#### オ 令和9年度予算上限額（令和9年4月から令和9年7月まで）

13,872,000円（税込）

### 3 業務履行施設

(1) 施設名称

- ア 海老名市食の創造館
- イ 海老名市食の創造館別館

(2) 所在地

- ア 創造館 海老名市中新田四丁目12番2号
- イ 別館 海老名市中新田四丁目12番3号

(3) 竣工年月

- ア 創造館 平成24年7月
- イ 別館 令和6年1月

(4) 業務範囲 創造館及び別館・敷地

(5) 延床面積

- ア 創造館 3,484.21m<sup>2</sup>
- イ 別館 2,209.38m<sup>2</sup>
- 計 5,693.59m<sup>2</sup>

(6) 敷地面積 (2施設合計)

6600.52m<sup>2</sup>

### 4 契約方法

公募型プロポーザルによる随意契約とします。

### 5 参加資格等

(1) 海老名市公募型プロポーザル方式に参加する者（以下「参加者」という。）は、公告日現在において次に掲げる要件を全て満たしている法人及び団体とします。

ア 別添「海老名市食の創造館管理業務委託仕様書」に沿った業務が遂行できること。

イ 「第三種電気主任技術者」の免状取得者を電気主任技術者として当該業務を行わせるとともに常駐させることができること。

ウ 当該年度の海老名市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

エ 直近年度の国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。

オ 海老名市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団、暴力団員等及び暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

カ 平成31年度以降で、1契約につき合計延床面積が2,500㎡以上の公共施設の管理業務委託契約の実績があり、受託経験を当該事業に反映できるとともに、遅滞なく対応可能な体制が確立できること。

キ プライバシーマーク又はISO27001の使用許諾を受けていること、かつ、委託期間中継続して認証を受ける予定であること。

ク その他、法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

## (2) 失格事項

参加者が次の事項に該当する場合は、失格とします。

ア 海老名市公募型プロポーザル方式公告日現在において、契約締結までの間に、次の事項（ア）～（オ）に該当したとき。

（ア） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定等に該当したとき。

（イ） 海老名市競争入札参加停止等措置要綱（平成21年4月1日制定）の規定による停止措置を受けたとき。

（ウ） 銀行取引停止となったとき。

（エ） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者になったとき。

（オ） 海老名市食の創造館管理委託業務の履行に関し、諸規定を遵守できない場合

イ 公正を欠いた行為があったとして、海老名食の創造館管理業務委託に係る公募型プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という。）が認定したとき。

ウ その他選考委員会が本実施要項に違反すると認めるとき。

エ 見積額が上限額を超えるとき。

## 6 提出書類等

### (1) 書類様式

様式を指定する提出書類は、要綱に定める様式及び実施要項に定める様式

を使用してください。

(2) 基本事項

各様式の枠の微調整は可としますが、文字サイズは12ポイントを基本とし、書体は任意とします。提出先は、海老名市就学支援課とします。

(3) 使用する言語、通貨及び単位

提出書類の作成において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）によります。

(4) 製本

各様式はA4（見積書及び内訳書（実施要項第3号様式）のみA3）判で作成し、ステープルはせず、部単位で様式順に揃え、左側に2つ穴を開けた上、ひも等で綴じてください。

また、各様式記入事項を証する書類は部単位で関係する様式順に揃え、左側に2つ穴を開けた上、様式とは別にひも等で綴じてください。

(5) 提出期限・方法等 ※（別紙1）スケジュール表を参照

ア 「質問書」（実施要項第1号様式）の提出期限等

(ア) 期限 令和6年5月10日（金）正午まで

(イ) 方法 電子メール

※送信後、受信の有無を電話で確認をお願いします。

イ 質問への回答日等

(ア) 最終回答日 令和6年5月17日（金）

(イ) 方法 随時、市ホームページで公表

ウ 「海老名市プロポーザル方式参加意向申出書」（要綱第1号様式）の提出期限等

(ア) 期限 令和6年5月24日（金）17時まで

(イ) 方法 持参又は郵送（必着）

エ 参加者概要書類の提出期限等

(ア) 期限 令和6年5月24日（金）17時まで

(イ) 方法 持参又は郵送（必着）

(ウ) 部数 8部（正本1部、副本7部）

(エ) 提出書類

a 申請事業者（会社の状況）に関する書類（任意様式）

法人の登記事項証明書、定款の写し、規約その他書類

b 財務状況等調書（任意様式）

令和5年度の事業計画書及び収支予算書、直近年度の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書

c 労務関係調書（任意様式）

就業規則、賃金規定、労働協約、時間外労働・休日労働に関する協定書（36協定届）、労働条件通知書又は雇用契約書

d 直近年度の納税証明書（国税、都道府県税、市町村税等）

e 業務受託実績表（実施要項第2号様式）（1契約につき、合計延床面積が2,500㎡以上の建物に限ります。）

f プライバシーマーク又はISO27001の使用許諾のあることが確認できるもの

g 本業務に従事する者における「第三種電気主任技術者」の免状の写し

オ 見積書及び内訳書（実施要項第3号様式）の提出期限等

(ア) 期限 令和6年5月24日（金）17時まで

(イ) 方法 持参又は郵送（必着）

(ウ) 部数 8部（正本1部、副本7部）

カ 一次審査用提案書（実施要項第6号様式）の提出期限等

提案1 基本方針、コンセプト

提案2 業務の実施体制（社員教育・研修等を含む）

(ア) 期限 令和6年5月24日（金）17時まで

(イ) 方法 持参又は郵送（必着）

(ウ) 部数 8部（正本1部、副本7部）

キ 「海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書」（要綱第4号様式）の提出期限等

(ア) 期限 令和6年6月11日（火）17時まで

(イ) 方法 持参又は郵送（必着）

ク 二次審査用提案書（実施要項第7号様式）の提出期限等

提案3 業務水準の維持向上策、具体的な取組み（災害時対応含む）

提案4 「給食調理施設」という衛生面をはじめとした特殊施設の管理をどのように捉えているか。また、市職員・調理委託従業員・児童生

徒等に対してどのように貢献できるか。

提案5 定期点検等以外の日常における機器の不調等の現場対応はどのように考えているか。

提案6 その他独自の提案事項

(ア) 期限 令和6年6月11日(火)17時まで

(イ) 方法 持参又は郵送(必着)

(ウ) 部数 8部(正本1部、副本7部)

ケ 審査結果通知書(要綱第5号様式)の発送日等

(ア) 発送日 令和6年6月28日(金)※予定

(イ) 方法 郵送 ※市ホームページでも公表

## 7 選考方法等

審査は、選考委員会にて行い、書類審査(一次審査)とプレゼンテーション及びヒアリング(二次審査)を実施します。一次審査と二次審査の合計点数により、最優秀提案者1者、次点の者1者を選考します。

### (1) 書類審査(一次審査)

あらかじめ定められた審査基準(別紙2を参照)に基づき、提出書類を公正に審査します。一次審査では、上位3者を二次審査対象者として選出します。

### (2) プレゼンテーション及びヒアリング(二次審査)

1者につき説明(25分以内)及び質疑(15分程度)とし、出席者はこのプロポーザルを担当する者、業務主任者(総括管理者)を含め3人までとします。プロジェクター、HDMIケーブル、VGAケーブル(15ピン)は市が用意しますので、その他必要なもの(パソコン等)は参加者側でご用意ください。

### (3) 実施日

ア 一次審査

令和6年5月下旬

イ 二次審査

令和6年6月24日(月)9時から17時まで(予定)

※詳しい実施時間は、令和6年6月12日(水)までに電子メールで連絡します。

## 8 審査基準

別紙2「海老名市食の創造館管理業務委託に係る審査について」のとおり

## 9 選考業者の取扱等

- (1) 契約及び手続きは、海老名市契約規則及び契約約款によります。
- (2) 選考された者が辞退その他の理由で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行います。

## 10 留意事項

- (1) 提案に必要な費用（提案書の作成及び提出費用、必要書類の作成及び提出費用の旅費等を含む。）は、各参加者の負担とします。また、提出された提案書等は返却しません。
- (2) 海老名市は提出された書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とします。
- (3) 提出された書類は、審査等において必要に応じ複写します。
- (4) 提出された書類は、海老名市情報公開条例の対象となることに留意して作成をお願いします。なお、非公開としたい情報は、非公開としたい情報届出書（実施要項第4号様式）を令和6年6月11日（火）までに提出してください。ただし、公開の可否は、原則として市が判断します。
- (5) 提出書類に虚偽の記入を行った場合は、当該提出書類を無効とするとともに、記入を行った参加者に対して参加資格を停止することがあります。
- (6) 書類の提出後、原則として提出書類に記入された内容の変更は認めません。
- (7) プロポーザル実施の結果、当該契約に最も適した提案を行った者として特定した者については、契約手続の完了までは海老名市との契約関係を生じるものではありません。
- (8) 契約書は取り交わすものとし、海老名市が作成します。ただし、契約締結に必要な費用は受注者の負担とします。
- (9) 海老名市環境マネジメントシステムに基づき、環境に配慮した業務を実施してください。
- (10) 海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書（要綱様式第4号）の提出後に辞退する場合は、海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書（実施

要項第5号様式)を提出してください。

- (11) プロポーザルは受注者の選考を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (12) プロポーザルに係る書類等について、海老名市情報公開条例（平成14年条例第32号）に基づき情報公開請求があった場合は、同条例第7条各号に掲げる非公開情報を除き、公開します。なお、公開情報は、別紙3「プロポーザルの実施に係る事業者選考の情報公開基準について」に基づき判断します。
- (13) この実施要項に定めるもののほか、必要な事項については選考委員会が定めるものとします。

## 11 事務局

〒243-0422

神奈川県海老名市中新田377番地

海老名市教育部就学支援課

電話 (046) 235-4921 (直通)

Eメールアドレス shugaku-shien@city.ebina.kanagawa.jp